

アカデミア吉祥寺 PLUS 会則

アカデミア吉祥寺 PLUS では、「アカデミア吉祥寺 PLUS 会則」と会員の種類ごとにそれぞれ「利用規定」が定められており、それに準じて運営を行なっています。アカデミア吉祥寺 PLUS のサービスをご利用になる全ての会員の方にお守りいただく会則ですので、必ずご一読の上、大切に保管してください。

第1条 スペースの提供

アカデミア吉祥寺 PLUS は、本会則に基づき、「アカデミア吉祥寺 PLUS」のスペースを提供します。

第2条 所在地

アカデミア吉祥寺 PLUS の所在地は、東京都武蔵野市吉祥寺南町3-5-1 吉祥寺 PLUS 1階とします。

第3条 目的

アカデミア吉祥寺 PLUS は、地域の方への各種プログラムの提供を志す皆様、女性起業家の皆様、さらに企業等の皆様に、セミナースペースとオフィススペースを提供します。

第4条 規則と諸規定

第1項 アカデミア吉祥寺 PLUS は、すべての会員または入会申込者が、アカデミア吉祥寺 PLUS の施設を利用し、また入会するうえで守るべき規則として、本会則および利用規定を定め、また適宜変更することがあります。この効力はすべての会員に及ぶものとします。一方、利用規定は会員の種類毎に定めるものとします。

第2項 アカデミア吉祥寺 PLUS は、上記の他にも必要に応じて規定または規則（以下規定および規則を総称して「諸規定」という。）を定め、またこれを適宜変更することがあります。この効力はすべての会員に及ぶものとします。

第3項 アカデミア吉祥寺 PLUS は、諸規定を定めたとき、もしくはこれを変更したときは、アカデミア吉祥寺 PLUS が適当と認める方法で会員に通知するものとします。

第5条 会員資格

第1項 会員とは、法人または年齢満 18 歳以上の個人で、利用規定に定める入会手続きを完了した方をいいます。

第2項 会員には、「レギュラー会員」、「スポット会員」および「オフィス会員」の3種の資格を設けます。

第3項 会員は下記の事項を保証するものとします。

(1) 自己(自社)および自社の取締役、監査役、従業員その他自己(自社)と雇用契約を締結している全ての者が、暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)ではないこと。

(2) 反社会的勢力から、直接間接、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金の導入や関係の構築を行なっておらず、今後も行なう予定がないこと。

(3) 反社会的勢力に対して、直接間接、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行なっておらず、今後も行なう予定がないこと。

(4) 反社会的勢力が、直接間接の如何を問わず、自己(自社)の経営に関与していないこと。

第6条 会員の権利と義務

第1項 アカデミア吉祥寺 PLUS は、会員にアカデミア吉祥寺 PLUS 施設を提供し、会員は会員規則および諸規定に従ってアカデミア吉祥寺 PLUS の定められた施設および付随するサービス(以下「アカデミア吉祥寺 PLUS 施設等」という。)を利用することができます。なお、会員は、会員以外のアカデミア吉祥寺 PLUS が指定する第三者がアカデミア吉祥寺 PLUS 施設等を利用することがあることを承認するものとします。

第2項 会員は、アカデミア吉祥寺 PLUS の諸規定を遵守し、これらに定める義務を履行することによってのみ会員資格を維持できることとします。

第3項 会員は、サービスを利用するにあたって知り得た他人の機密を第三者に漏洩してはいけません。

第7条 入会手続き

アカデミア吉祥寺 PLUS への入会を希望する方は、利用規定にしたがって入会手続きを行なうものとします。

第8条 入会金, 月会費及び利用料金

アカデミア吉祥寺 PLUS は、入会金, 月会費の額及び利用料、その支払方法および支払い日を決定し、また変更

できるものとし、この場合の会費に対する通知はアカデミア吉祥寺 PLUS の定める方法によります。
また以上の料金の支払は、原則として銀行振込で行なうものとし、

第9条 アカデミア吉祥寺 PLUS 規則および諸規定違反により生じる債務

会員は、会員本人またはそのゲストがアカデミア吉祥寺 PLUS 諸規定に違反したことによって、またこれに関連して、他の会員、アカデミア吉祥寺 PLUS に対して損害を生じしめた場合、これを賠償する義務を負います。アカデミア吉祥寺 PLUS は、当該会員に対して、損害の賠償を要求でき、この場合、該当会員はその損害金額をただちに賠償しなければなりません。

第10条 会員資格の譲渡・貸与

会員たる地位およびこれに基づく権利は、譲渡・貸与することができません。

第11条 退会手続

会員は、アカデミア吉祥寺 PLUS 所定の退会届を3ヵ月前に提出することにより退会ができます。

第12条 会員資格停止処分

第1項 アカデミア吉祥寺 PLUS は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、その会員の会員資格を停止することができます。

- (1) 入会金、月会費及び利用料等を滞納したとき
- (2) アカデミア吉祥寺 PLUS 諸規定に違反したとき、もしくはその疑いがあるとき
- (3) 他の会員の迷惑となる行為をしたとき
- (4) 届けている現住所・電話番号・メールアドレスの未更新、あるいは誤登録の放置や、虚偽登録等により、アカデミア吉祥寺 PLUS 事務局が連絡を試みても、1ヵ月以上連絡がつかないとき
- (5) その他会員として不適格であるとアカデミア吉祥寺 PLUS が判断したとき

第2項 アカデミア吉祥寺 PLUS は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができます。

第13条 会員の除名処分

第1項 アカデミア吉祥寺 PLUS は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、その会員をアカデミア吉祥寺 PLUS から除名することができます。

- (1) いかなる事由によるものであれアカデミア吉祥寺 PLUS の対面を傷つけたとき
- (2) アカデミア吉祥寺 PLUS の利益に反する行為を行なったとき
- (3) その他会員資格停止事由に該当するとき

第14条 アカデミア吉祥寺 PLUS の廃止

アカデミア吉祥寺 PLUS は、その裁量により、アカデミア吉祥寺 PLUS の全部または一部を廃止することができます。アカデミア吉祥寺 PLUS が廃止された場合には、会員は会員資格を失います。

第15条 アカデミア吉祥寺 PLUS 施設等の変更

アカデミア吉祥寺 PLUS は、その裁量により、アカデミア吉祥寺 PLUS 施設等を変更することができます。

第16条 アカデミア吉祥寺 PLUS の責任

アカデミア吉祥寺 PLUS 施設内における会員の所持品の管理は会員の責任において行なうものとし、アカデミア吉祥寺 PLUS 施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、アカデミア吉祥寺 PLUS は一切の責めを負いません。

第17条 営利行為等

会員が主催し執り行うすべての活動は、会員相互の親睦またはアカデミア吉祥寺 PLUS を通しての会員相互の利益になることを目的とします。

第18条 休業日

第1項 アカデミア吉祥寺 PLUS の休業日は、別途アカデミア吉祥寺 PLUS が定める日とします。

第2項 前項のほか、天災地変等によりアカデミア吉祥寺 PLUS 施設が不測の損害を被った場合、またはアカデミ

ア吉祥寺 PLUS 施設の改修・補修が必要となった場合、アカデミア吉祥寺 PLUS は、相当な期間のアカデミア吉祥寺 PLUS の全部または一部を休業、閉鎖できるものとします。

第19条 発効日等

2015年2月4日発効

2024年4月1日一部改訂